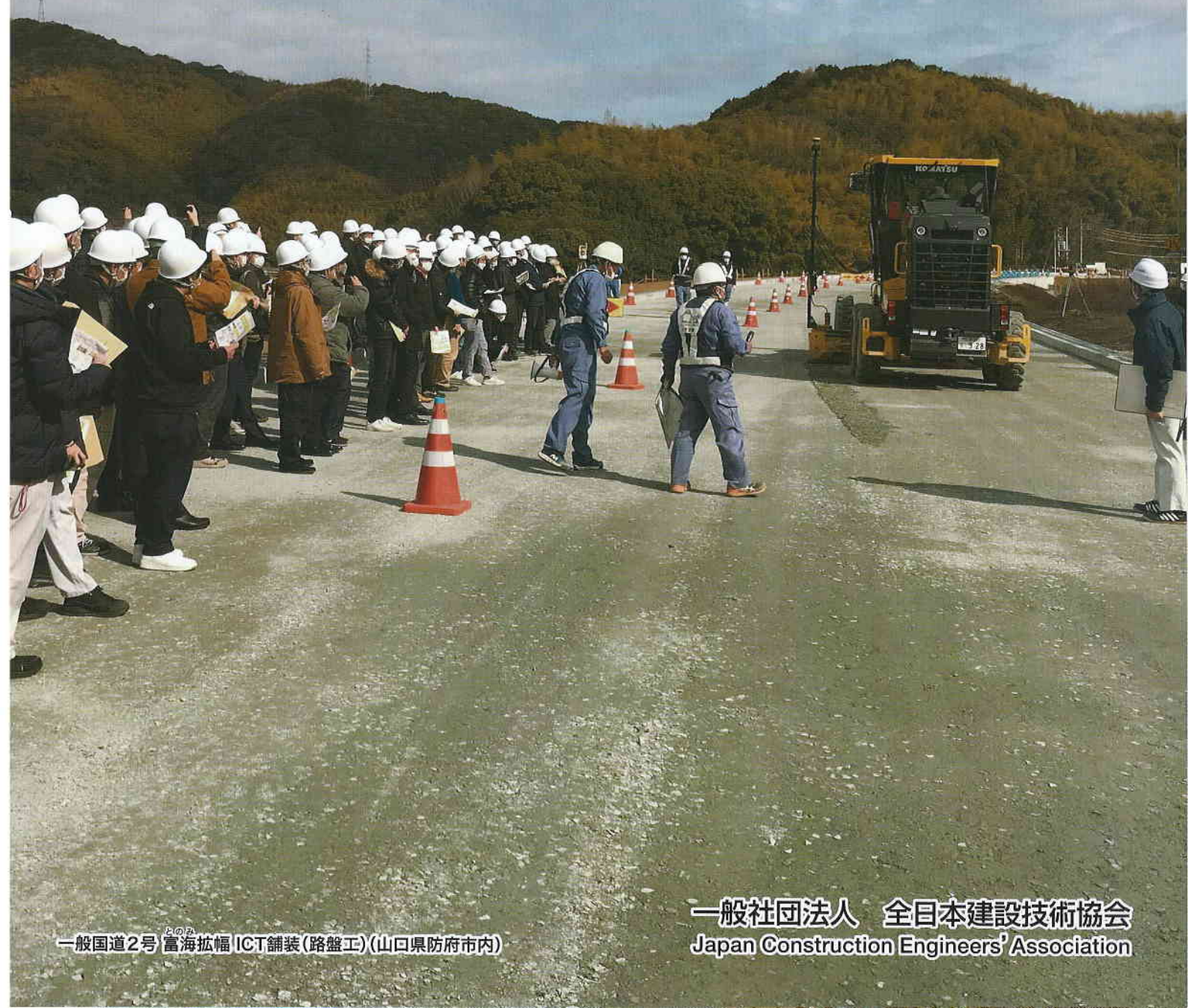


# 月刊 建設

2023  
Vol.67 4

特集 技術の伝承・技術力の向上に向けて  
～技術・知恵の伝承～



## 英国の公共調達による 炭素実質排出ゼロ達成のための取組



きのした せい や  
木下 誠也\*

世界の多くの国が炭素実質排出ゼロの実現に向けて動き出しているさなかに、ロシアによるウクライナ侵攻が始まりました。これによりエネルギー危機が顕在化し、脱炭素とエネルギー安全保障の両立が急務となっています。欧州では脱化石燃料を進めつつ再生可能エネルギーの導入を増やし、炭素排出削減の取組を加速させています。

低炭素型経済で世界をリードしようとしている英国の動きに注目します。英国では、2019年、G7諸国で初めて2050年炭素実質排出ゼロ達成という目標を法制化し、2020年11月には、クリーンエネルギー、輸送、自然、革新的な技術などの野心的な10項目の計画を含む**グリーン産業革命**を発表しました。

英国では、民間企業の生産活動における炭素実質排出ゼロを達成する手段として、公共調達制度の活用を一つの有効な手段と考えています。英国は、EU離脱後、独自の新たな公共調達制度を定めようと、2022年5月に政府が新法案を議会に提出しました。現在、上院を経て下院にて審議中であり、2024年には施行される見通しです。新法のねらいは、受発注者双方の負

担を最小化して、費用に対する価値（value for money）と社会的価値を最大化し、イノベーションをもたらそうとするものです。社会的価値については、**MAT**（Most Advantageous Tender）を落札基準をとして、価格以外の品質その他の経済面に加え、より幅広い政策目的（環境や社会面）を評価しようとしています。気候変動対策を含めた広範な社会的価値を評価することが念頭にあります。

英国の公共調達政策を主導している内閣府（Cabinet Office）では、炭素排出削減を進めるため、公共調達新法の成立を待たずに、公共調達の政策転換を進めています。政府機関向けの情報や指針を示すために内閣府が発行している**調達政策ノート**（Procurement Policy Note：PPN）をみると、2020年9月に発行されたPPN06/20では、2021年1月以降の中央政府関係機関の調達について、調達の目的に整合し相応と考えられる場合には、落札基準の一部として気候変動対策への取組を含む社会的価値を評価対象とすることを求めました。ここでは、社会的価値として、①雇用対策等によるコロナ禍からの復興策、②ビジネス領域の拡大、人材

\*日本大学 危機管理学部 教授

開発、サプライチェーン強化等による経済的不平等解消策、③炭素実質排出ゼロ達成や廃棄物削減等の気候変動対策、④障害者等の格差是正策、⑤健康、福祉、地域交流等の向上策の5項目が主要課題として挙げられました。調達において、従来からこれら社会的価値を評価対象とすることが求められてはいましたが、ここでは評価項目の重み付けを最低10%とすることが求められました。

2021年6月には、PPN05/21において、中央政府関係機関だけでなく地方政府を含むすべての公共発注機関に対し、**国家調達政策声明** (National Procurement Policy Statement) が発表され、すべての公共発注者が、①新たなビジネス、新たな雇用、新たなスキルを創造すること、②気候変動対策に取り組むとともに廃棄物を削減すること、③企業の多様性、イノベーション及び強靱性を強化することという3つの国家社会目標の達成を考慮すべきことが求められました。

そして、2021年9月には、同年11月に英国が議長国を務めるCOP26（第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議）が開催されることに先立ち、PPN06/21が発行されました。これにより、中央政府関係機関による調達を通じて、受注企業に対して**炭素削減計画** (Carbon Reduction Plan: CRP) の策定が義務付けられました。年間500万ポンド（約7億7,000万円、1ポンド=約154円）を超える公共調達に入札する全ての企業は、2050年までの炭素実質排出ゼロ達成が求められます。企業は、2021年9月30日以降に公告される中央政府関係機関の調達に入札する前に（この要件を求めることが不適切

な場合を除き）、2050年までに（1990年レベルに対し）炭素実質排出ゼロを達成するCRPを策定し公表する必要があります。

排出量については、排出源別にスコープ1～3に分類されます。

スコープ1：事業者自らの直接的な排出

スコープ2：他社から購入した電気、熱、蒸気、冷却などの消費による間接的な排出

スコープ3：事業者の活動に伴う間接的排出

スコープ1、2の排出量を報告するだけでなく、スコープ3の一部についても排出量を報告することを求めています。スコープ3には15のカテゴリがありますが、そのうち少なくとも出張、従業員の通勤、輸送、流通、廃棄物といった5つのカテゴリについて、排出量を報告する必要があります。スコープ3の排出量は、一般に全排出量の最大80%を占めているとされており、政府はスコープ1～3の排出量を削減することが英国経済全体の脱炭素化に大きな役割を果たすと考えています。策定されたCRPは、排出削減が確実になされるよう少なくとも年に1回更新し、透明性を確保するようウェブサイトに公開する必要があります。

英国では、最近のエネルギー危機により発電における脱化石エネルギーが計画通り進んでいないことから、2050年の目標達成を危ぶむ声が出始めていますが、政府は目標を堅持し続けており、このようにさまざまな先駆的な取組を進めています。受注企業によるCRPの具体的な内容や、炭素削減の評価方法などについて、今後さらに状況を把握し、わが国で取り組む際の参考にできればと思います。